

9. 土工事

9. 1 一般事項

- 1 掘削に先立ち事前の調査を行い、安全かつ確実な施工ができる掘削断面としなければならない。
- 2 掘削方法の選定に当たっては、現場状況等を総合的に検討した上で決定するものとする。
- 3 掘削は、周辺の環境、交通、他の埋設物等に与える影響を十分配慮し、入念に行わなければならない。
- 4 道路の埋戻しに当たっては良質な土砂を用い、施工後に陥没、沈下等が発生しないよう十分締め固めるとともに、埋設した給水管及び他の埋設物にも十分注意しなければならない。

- 1 地下埋設物（ガス管、下水道管等）には、十分注意し、必要に応じて関係者の現場立会いを求め、工法等について協議すること。
- 2 振動、騒音等を伴う工事の場合は、常に現場付近の居住者との関係に留意し、施工方法及び時期等について配慮すること。
- 3 工事現場には、必ず現場責任者が常駐し、道路占用及び使用等の許可書の原本を携帯すること。
- 4 公衆災害防止のため、関係法令及び許可条件に基づき保安設備を設置すること。
- 5 工事施工中に不測の事故が発生した時は、直ちに工事を中断し、応急措置を講じた後、速やかに関係機関及び水道部に報告すること。

9. 2 掘削

- 1 道路及び宅地内等の掘削は、1日の作業量以内とし、掘置きをしてはならない。
- 2 舗装道路の掘削に当たっては、カッターを使用し必要掘削箇所以外に影響を与えないように配慮するものとする。
- 3 道路を横断する場合は、通行に支障のないよう片側ずつ掘削し、通行止めは避けなければならない。
- 4 掘削深さが1.5mを越える場合又は軟弱地盤等崩壊の危険性がある場合は、土留め工を行い掘削するものとする。

- 1 掘削は、垂直に掘削し、えぐり掘り等をしてはならない。
- 2 掘削底面は凹凸のないよう丁寧に仕上げるものとする。
- 3 地下埋設物付近は、破損等の危険があるため、人力掘削としなければならない。
- 4 残土及び産業廃棄物は、所定の場所に運搬し、処分しなければならない。

9. 3 埋戻し

- 1 道路の埋戻しは、各道路管理者の指示に従わなければならない。
- 2 路面復旧標準横断図を遵守しなければならない。
- 3 道路の埋戻しは、道路管理者が指定する層ごとに、十分締め固め、将来、沈下等を起こさないように注意しなければならない。

- 1 道路の埋戻しは、各道路管理者の指定する復旧標準横断図を遵守すること。
- 2 道路以外の埋戻しは、当該土地の管理者の指示に従うこと。
- 3 埋戻しは、厚さ20cm以下ごとにタンパ等で十分転圧すること。また、湧水等がある場合の埋戻しは、有効な転圧ができないため、ポンプ等により排水を行うこと。
- 4 冬季間における埋戻しは、雪が混入しないように注意すること。

9. 4 復旧

- 1 道路の復旧は、各道路管理者の指示に従い、埋戻し完了後速やかに行わなければならない。
 - 2 速やかに本復旧工事を行うことが困難なときは、道路管理者の承諾を得た上で仮復旧工事を行わなければならない。
 - 3 非舗装道路の復旧は、道路管理者の指示に従い、直ちに行わなければならない。
- 1 本復旧は、道路管理者が定める仕様書によるほか、関係法令等に基づき施工すること。
 - 2 工事完了後、速やかに既設の区画線及び道路標示を溶着式により施工し、標識類についても原形復旧すること。
 - 3 仮復旧は、埋戻し後直ちに施工し、表層材は常温又は加熱アスファルト合材とすること。
 - 4 非舗装道路の復旧については、道路管理者の指定する方法により路盤築造等を行い在来路面となじみよく仕上げること。
 - 5 本復旧は舗装専門業者に施工させるものとする。